

所得税の確定申告、市・道民税の申告を忘れずに

税の申告が始まります

申告期間
2月16日(火)⇒3月15日(月)

申告はお早めに

所得税の還付申告は、1月から室蘭税務署と税務グループで受け付けしています。

市が行う申告受付場所・日時

場所	日時	※事業所得などの確定申告は受け付けしません。
市役所3階第1会議室	2月16日(火)～3月15日(月)(土・日曜日、祝日を除く)	
市役所1階6番窓口	2月28日(日)・3月7日(日)	
鷺別公民館	2月24日(水)・25日(木)・26日(金)	
婦人センター	3月1日(月)・2日(火)	
登別温泉ふれあいセンター	3月4日(木)	

申告が必要な方

- 市内に住所のある方は原則として所得税の確定申告、または市・道民税の申告をする必要があります。ただし、次の要件に該当する方は申告をする必要はありません。
- 給与収入のみ(年末調整済み)で、勤務先から市に給与支払報告書が提出される方
 - 昭和20年1月1日以前に生まれ、収入が公的年金のみ(収入金額が152万円以下)で、所得税が源泉徴収されていない方
 - 昭和20年1月2日以降に生まれ、収入が公的年金のみ(収入金額が102万円以下)で、所得税が源泉徴収されていない方

電話のみで申告できる方

- 次の要件に該当する方は、電話で税務グループにご連絡ください。
- 平成21年中の収入が無かつた方
 - 収入が遺族年金や障害年金、福祉年金などの非課税年金のみの方
 - 収入が雇用保険からの給付金や傷病手当金のみの方

申告に必要なもの



- ①申告者の印鑑(朱肉を使うもの)
- ②平成21年中の収入金額を証明する



書類(原本)

- 給与所得、公的年金の源泉徴収票などの受給額を証明する書類(支払調書など)
 - 不動産収入などのある方は、収入・支出の帳簿や領収書
 - 生命保険などの年金型受け取りを証明する書類
 - 生命保険などの満期・解約時の一時所得を証明する書類
 - 平成21年中の社会保険料などの支払いを証明する書類
 - 国民健康保険税や後期高齢者医療の納付確認通知書または領収書
 - 介護保険料の領収書
 - 国民年金保険料控除証明書または領収書
 - 健康保険料(任意継続)の領収書
 - 生命保険料控除証明書・地震保険料控除証明書
 - 配偶者に収入のある方は、その収入金額を証明する書類(源泉徴収票など)
 - 医療費控除を受ける方は、平成21年中に支払った医療費の領収書、医療費を補てんする保険金(高額療養費、入院給付金など)の金額が分かるもの
- ※領収書は、受診者・病院ごとに分け、「医療費の明細書」(市役所1階6番窓口に備え付け)などに医療費の内訳と合計額を記載したものを持参ください。「医療費の明細書」がないと、順番どおりに